

真鶴町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 神奈川県足柄下郡真鶴町

事 業 名 : 真鶴町下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月
改 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 令和 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成18年度 (供用開始後18年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法全部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	47.8 人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	真鶴処理区(1処理区)		
処 理 場 数	隣町処理施設へ汚水処理を委託しているため処理場はない。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化ではないが、隣町との「下水の処理に関する事務の事務委託に関する協定書」に基づき汚水処理を実施。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	使用料の体系は、水道使用量を算定基礎とする基本料金と従量使用料(超過使用料)の二部使用料制を採用。 使用料(消費税別)は、使用水量が0㎡から10㎡までの使用者については基本料金(1ヶ月当たり1,381円)のみを、11㎡以上の使用者には基本料金に超過使用料(172円/㎡)を負担していただいている。 使用料は真鶴中継ポンプ場の維持管理費に充当しており、維持管理費総額の約90%を占めている(令和5年度決算上の割合)。 料金改定は平成18年度の供用開始時から消費税率の改正に伴う増額以外行っていないが、社会情勢や料金審議会の答申を踏まえ検討、実施する。						
業務用使用料体系の概要・考え方	同上						
その他の使用料体系の概要・考え方	なし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,411	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,391	円
	令和4年度	3,411	円		令和4年度	3,341	円
	令和5年度	3,411	円		令和5年度	3,462	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	令和5年度～ 上下水道課下水道係(事務系) 3名 (技術系) 1名 上記には、管理職(課長)が1名含まれている。水道事業との兼務であり職員人件費は下水道事業から支出しているが、その1/2相当額を水道事業から負担金として徴している。 <pre> graph LR A[町長 (管理者)] --- B[上下水道課長 (兼務)] B --- C[下水道係長 (事務)] C --- D[事務] C --- E[技術] </pre>
事業運営組織	令和5年度に下水道事業が地方公営企業法を適用したことに合わせ、役場内の公営企業部門(水道事業及び下水道事業)を集約した「上下水道課」を組織し、事業運営を行っている。 技術業務については、水道事業・下水道事業ごとに担当職員を1名配置している他、料金徴収部門の組織内委託、施設(中継ポンプ場)維持管理業務の民間委託等により組織のスリム化・効率化や経費の節減を図っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	真鶴中継ポンプ場維持管理業務の民間委託。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和5年4月に地方公営企業法を適用したことから、令和5年度の経営比較分析は、令和5年度決算数値に対する「単年度分析」及び「類似自治体間の比較分析」のみを行っている。今後、事業を継続していく中で「事業年度間の比較分析」も併せて行い、より効果的な経営分析に努めていく。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区内人口は、令和4年度までは下水道の供用開始エリアの拡大に伴い増加傾向にあり、町内全人口(6,805人)の2割程度(1,484人)となっている。
令和5年度以降は、面整備の実施を一時的に凍結し、接続率の向上に注力する方針となったことから、供用開始エリアの拡大に伴う人口増は見込めず、町全体の人口減少の実績値に比例するものと考え、ピーク時である令和5年度の1529人から年2%程度の減少を見込み、令和7年度には1464人に減少していくものと推計される。

(2) 有収水量の予測

下水道への新規接続件数が増えていることから有収水量は毎年増加傾向にあり、公営企業会計に移行した令和5年度の有収水量は76,440㎥となっている。
計画最終年度となる令和7年度まで毎年約2%増加するものと見込み、毎有収水量は約4.1%増加した79,600㎥になると推計されるが、町全体の有収水量は過去5年平均で98.79%と減少しており町民の節水意識や節水器具などの使用や人口減少が要因と考えられる。有収水量の減少は下水道事業のみならず水道事業を含め、事業経営に大きな影響を及ぼす問題である。
何らの対策も講じない場合、下水道事業の有収水量も将来的には減少していく可能性もあるが、接続率の向上に向けた接続勧奨手法の検討・実施により接続件数を増加させることで、有収水量の減少に歯止めをかけ、増加傾向を維持させることも可能であると考えている。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量の増加傾向から計画最終年度となる令和7年度は13,758,000円まで増加が見込まれ公営企業会計に移行時と比較すると4.1%増加すると推計される。令和4年度までは供用開始エリアの拡大による接続件数の増加もあったが、令和5年度以降は新たな布設工事を一時的に凍結し、接続率の向上に注力する方針となったことから、供用開始エリアの拡大に伴う接続件数の増加は期待できない状況である。
また、当町の下水道使用料は県下で最も高額であり、かつ、接続率も低い状況から、3年に1度の割合で開催している料金審議会で下水道使用料に対していずれも「現状維持」の答申を得ており、料金改定による使用料収入の増加も難しいものと考えている。
有収水量が将来的に減少する可能性もある中、供用開始済区域の接続率の向上に向けた接続勧奨手法の検討・実施により接続件数を増加させることで、使用料収入の維持・増加に努めていきたいと考えている。

(4) 施設の見通し

当町は下水道供用開始が平成19年3月からであることから、老朽化による管渠の更新は必要ない。
一方、ポンプ場施設は令和5年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、耐用年数に応じ順次改築・更新を行うことで維持管理を行っていく。また、5年ごとにストックマネジメント計画の修繕箇所を見直しつつも、年間平均で1500万円程度の修繕・改築費を継続的に実施していく計画である。
なお、ポンプ場施設に係る改築・更新費用は社会資本整備総合交付金の対象となり、事業費の1/2は国庫補助で賄うことができるため、起債額も圧縮でき、将来的な町一般会計の負担額の軽減にもつながる見込みであることから、積極的な活用を図っていく。

(5) 組織の見通し

専門職である技術職員は経験の少ない職員1名のみが配置されており、経験豊富な先輩技術職員から実務を通じた指導を受けられる環境にはない状況である。そのため、職員の育成や下水道施設の新設・改築を計画的に不備なく実施するという基本についても困難な状況に直面しているが、今後は技術職員の不足・育成に関し、町全体の課題として捉え、事業継続に支障が生じないよう対策・対応していく必要がある。
また、事務職においても令和5年度に地方公営企業法を適用したことに伴い、企業会計に精通した職員不足が生じている。一時的に、県からの派遣職員で対応はしているが、今後は企業会計に対応できる職員を増やすことにより、安定的な事業運営に努めていく必要がある。

3. 経営の基本方針

これまでの経緯

本町の下水道は、神奈川県が未着手都市に対する技術支援の一環として実施した調査結果から、湯河原町の下水終末処理場で処理する「広域処理方式」が最適であるとの結論が出されたことに基づき平成2年度から事業着手し、当初は、用途指定地域を中心とした市街地について公共下水道を整備することとし、計画期間を平成2年度から22年度の20年間とし、計画面積を175haとした全体計画を策定した。その後平成22年度に社会・経済状況の変化に即応した見直しを行い、下水道計画区域は125haとなっている。現事業計画区域は、この内最も市街化が進んでいる61haとなっている。
整備方法は、地形的な要因から予定処理区域の大部分の汚水を低地に集約させ、ポンプ施設により湯河原町へと圧送する計画で管渠を整備している。ポンプ施設については、設置場所の選定や工事内容で周辺住民との調整に時間を要したが、平成12年度に用地の取得、平成13年度に調査設計、平成14年度より建設工事に着手し、平成18年度に完成し、平成19年3月28日より供用開始した。令和5年度末の整備面積は32.38haで、下水道人口普及率は23.0%と県下では低水準となっている。

将来の見通し

現状は、整備による接続可能世帯が増え有収水量は増加しているものの、令和5年度末時点の接続率は約45%であり他自治体と比べ低水準となっている。今後、町全体についても整備済みの区域についても人口減少が見込まれ、財政面に影響を及ぼす厳しい状況はより進行していくものと想定される。

基本方針

- ① 平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省3省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」により、下水道未整備地域を今後10年間で概成することが求められているが、本町の令和5年度末時点の整備状況や整備方針を踏まえると、国の求めに応じた整備概成は達成できず、また、未整備区域(面積)の整備概成時期を具体的に見通すことも難しい状況にある。そのような中、策定済みのアクションプランについては、本町の現状を反映する形で見直しを行うとともに、将来的な新規整備については、国の動向も注視しつつ、国庫補助の有無を含めた費用対効果の観点から長期的視点で要否を検討・判断した上で推進していく必要がある。
- ② 下水道事業に対する理解を深めるため、下水道の日に絡めた施設見学会の実施や町広報・ホームページを利用した周知に努める。また、供用開始済エリア内の未接続世帯に対して、未接続理由や接続条件などを把握するためのアンケート調査を実施し、その結果を分析したうえで補助などの新たな制度を考案し接続率を増加させることにより、この先10年以内に年間有収水量を79,600㎥から86,500㎥へ増加させることを目指す。
- ③ 安全で安心な暮らしを実現するため、ストックマネジメント計画による耐震化を含めた施設の改築・更新、台帳システムを活用した管路データの適正な管理、業務継続計画(BCP)に基づく災害時の早期かつ適切な対応を実施する。
- ④ 安定した経営基盤の確立のため、「事業管理計画」の早期策定に努め、その後、計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、必要に応じて計画見直しを実施する。見直し作業は、PDCAサイクルを活用した分析結果を基に行うこととする。
- ⑤ 下水道使用料の収納率については、訪問徴収等による更なる収納率向上を目指す。
- ⑥ 一般会計繰入金については基準外繰入をしなければ事業運営ができない状況であるが、今後は繰入額の平準化と将来的な減額に向け、起債償還額に対しては、資本費平準化償を充て平準化を図ると、使用料改定の検討、経費削減の徹底、計画的な修繕・維持管理による施設の改築・更新費の平準化に努め、少しでも一般会計に頼らない事業運営を目指す。
- ⑦ 下水道事業の運営に当たっては、令和5年4月から地方公営企業法を適用したことを契機として、事業の財政状況及び経営成績を的確に把握・分析し、その結果を活かすことにより効率的かつ効果的な事業運営を目指すとともに、事業の運営状況を明確にし、町民への説明責任を果たしていく。
- ⑧ 今後は、供用開始済区域内の未接続世帯を対象とした接続勧奨に注力(令和10年度までには使用料収入を令和5年度の10%以上増加させることを目標)し、接続世帯数を増加させる取組みにより財源の確保に努めていくとともに、経費節減の観点も併せ、効率的な事業運営を図っていくものとする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	今回の経営戦略見直しに当たっては、新規整備事業に対する方針転換を反映し、令和6年度以降、新設の管渠築造工事費用を0円と見込むことで、新規投資額の抑制を図る。このことから投資は施設維持のための改築・更新工事に限られ、ストックマネジメント計画に基づく事業費のみを反映させている。 期間の関係で本計画にはないが、令和8年度以降については5年スパンで改修箇所の見直しや耐用年数の確認をしながら、年間平均1500万円規模の継続的な修繕・改築を目指している。また、国の動向を見て補助が受けられるような状況であれば、アクションプランのエリアの中で接続の増加が見込める効果の高い箇所を検討の上での新設管渠築造工事への再投資も見据えることとする。
-----	---

当町は未普及地域への新規整備事業に係る方針について、令和6年度以降は新規整備事業を一時的に凍結し、整備済み区域の接続率向上に注力し、新規投資額を抑えた計画としている一方、ストックマネジメント計画に基づき令和7年度は真鶴中継ポンプ場電気設備等の改築・更新を予定してお、事業費は1,100万円を見込んでいる。 また、「広域処理方式」により湯河原町の施設整備費に対し、「建設負担金」として応分の負担をしているが、今後も湯河原町のストックマネジメント計画に則った浄水センター焼却施設等の更新工事の実施が予定されている(令和7年度における湯河原町に対する建設負担金の見込額は約1,900万円)ことから、下水道事業債を活用し財源の確保を図る。 なお、令和8年度以降の計画策定に当たっては、物価高騰等に伴う必要経費増加への影響も見込んだ上で、湯河原町に対する建設負担金(ストックマネジメント計画や耐震化計画に基づくもの)や真鶴町ストックマネジメント計画に基づく下水道設備の改築・更新費用を計画へ反映させる他、新規整備の有無に応じ、それぞれに対応する形で複数の計画案の作成を行う予定としている。 ストックマネジメント計画については各自自治体が策定した時期によって更新時期が異なるが、5年ごとに修繕箇所の点検・見直しを行い、その結果に基づく改築・更新計画の修正を反映させていく必要がある。
--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	令和6年度に実施したアンケート結果を分析した上で、整備済み区域の接続率向上に向けた新たな施策を検討し、接続率の向上を図ることにより、人口は減少傾向にある中において現在の年2%程度の使用料金収入の増加傾向維持を目指す。
-----	--

○下水道使用料 使用料は基本料金(0㎡～10㎡まで税抜き1,381円)に超過料金(11㎡以降、1㎡につき税抜き172円)を加算し消費税を乗じて算出。 超過料金は使用者によって異なることから単純な積算ができないため、令和5年度決算より有収水量76,440㎡に対し使用料収入が税抜き13,212,000円であったことから、令和7年度の見込み有収水量79,600㎡を基準に算出し、税抜き13,758,000円と見込んでいる。 ○企業債 建設改良債は資本的支出の建設改良費の支出として起債できるもので総事業費に対し10万円単位で借用ができる。建設改良費の財源が補助金など別の財源がある場合は、別財源分を差し引いた額を起債予定額としており、令和7年度の起債予定額は2,440万円である。 資本平準化債は当該年度の元金償還金総額から減価償却費相当額を差し引いた額により算出しているため、各年度の条件によって起債額は変動する。資本費平準化債は元金償還金に充当予定であり、令和7年度の起債予定額は4,820万円である。 ○国庫補助金 国庫補助金は特定の事業に対して国が補助を行うもので、当該年度の事業内容によって補助の範囲や補助率が異なる。当町は令和5年度の公営企業会計移行後から計画最終年度である令和7年度までの国庫対象事業の補助率は1/2となっている。 ○一般会計繰入金 下水道事業における主たる財源は、使用料収入・起債借入・国庫補助金(交付金)であるが、現在の当町の状況ではこれらの財源で必要な事業費を賄えないことから、一般会計からの繰入金も充当し経営を維持している現状にある。 繰入金には基準内繰入と基準外繰入があり、基準内繰入は雨水に要する経費、分流式汚水に要する経費、高資本費対策に要する経費、臨時財政特例債の償還に要する経費、特別措置分の償還に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費(公営企業適用債)があり、このうち元金に相当するものは資本的収入に、それ以外は収益的収入の財源としている。使用料収入・起債借入・国庫補助金及び基準内繰入でも収支のバランスがとれない場合は基準外繰入として収入し財源不足額を賄っており、令和7年度の収入予定額は「収益的収入110,541千円(基準内75,175千円、基準外35,366千円)」「資本的収入1,137万円(全額基準内)」である。 経費回収率は使用料収入が全収入の6%しかないため極めて低い数値となっている。公営企業原則に沿って使用料収入で賄うことはほど遠く、使用料収入の増加は常に課題となっているが、年間2%づつ増加させ経費回収率を徐々にあげていくことを目標としている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費説明については、職員給与費の他、ポンプ場施設等における動力費及び維持管理業務等委託費を対象としている。 ・職員給与費については、令和6年度現在の人員配置を基準に、全国的な給与費の増加傾向を反映し年間3%ほどの増加を見込み算出している。また、管理職は水道事業との兼務としており、管理職分の人件費を2分の1ずつの負担とするなど、効率的な組織運営を図っている。 ・動力費については、これまでの推移や近年の物価高騰を反映し、令和5年度から令和7年度にかけて、毎年約1割費用が増大する見込みにより計画を作成している。 ・維持管理業務等委託費については、ポンプ場施設の維持管理業務委託を長期契約とするによる費用節減や、下水道使用料等の徴収事務を水道事業に委託することにより職員配置・事務執行の効率化による経費削減に努めている。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	当町は隣町の処理施設で汚水処理を委託していることから、事業開始当初(H19.3月)から一定程度広域化や共同化に資する経費削減等の効果享受しているものと考えている。今後は、県主導の広域化・共同化計画に基づく各ワーキンググループでの活動を通じ、更なる広域化・共同化の取組について検討していく。
投資の平準化に関する事項	令和5年度に策定したストックマネジメント計画を活用し、下水道施設に係る改築・更新費用の平準化に努めていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	当町の下水道使用料は現状でも県下で非常に高額であり、また、整備率・接続率も低水準であることから早急に下水道料金を改定することは、既接続世帯への負担増と公平性への配慮の観点から困難であると考えている。 しかしながら、供用開始済みエリアの接続率向上に注力し、接続者数の増加を目指す中、概ね3年おきに審議会を開催(直近開催令和4年度)した上で審議会の答申内容も踏まえ、料金改定の可否を継続的に検討していく。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	真鶴中継ポンプ場の維持管理業務については、今後も3年間の長期契約を基準とした民間委託を継続し、経費節減を図っていく。
職員給与費に関する事項	なし
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	令和5年度に策定したストックマネジメント計画に基づく下水道施設の改築・更新により、修繕費の削減につなげていく。
委託費に関する事項	なし
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	見直し前の現経営戦略(H29.3月作成)は、中間時点である令和3年度に見直しを行う予定であったが、令和5年4月から地方公営企業法を適用することが決まっていたことから、令和6年度に見直すことと改め、今回の見直しに至っているものである。現経営戦略作成時からこの間、計画と実績に乖離が生じ、また、公営企業会計への移行や新規整備に対する方針転換など、計画の前提条件も大幅に変更となっていたことから、これらの乖離や現状を反映させる形で今回の見直しを行っている。 なお、現計画が残り1年ということもあり、今回の見直しを行った後の令和7年度中に、令和8年度以降における下水道事業の事業運営に係る長期的展望(運営方針や収支見通しなど)を反映する形で新たな経営戦略の策定も予定している。 これまでも施設見学会の開催を通じた下水道の普及啓発や、町のホームページ等を利用した下水道事業に関する情報提供を行ってきたが、今後は下水道事業の財政状況・経営成績に関する説明責任も果たすとともに、本戦略、整備計画の見直し、事業計画の事前・中間・事後評価等を適時行い、引き続きの情報提供に努めていく。
---------------------	---

経営比較分析表（令和5年度決算）

神奈川県 真鶴町

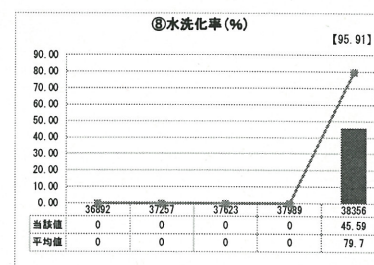
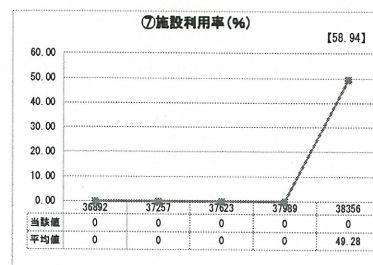
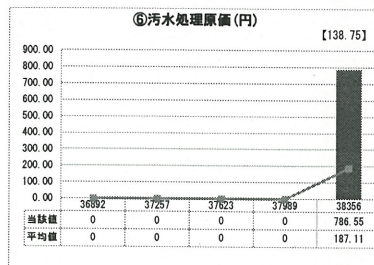
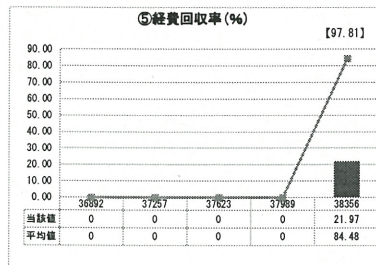
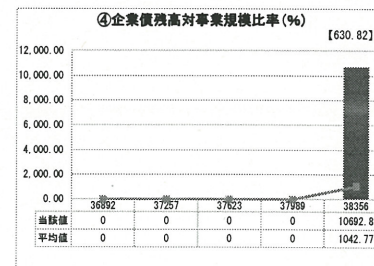
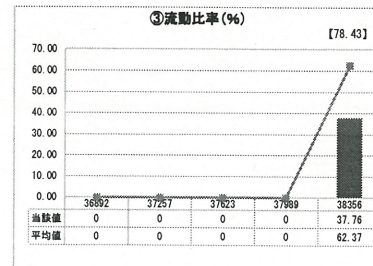
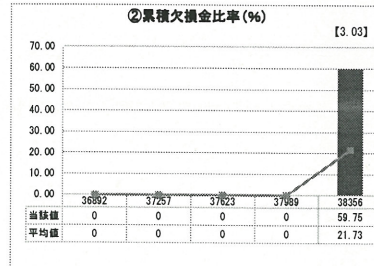
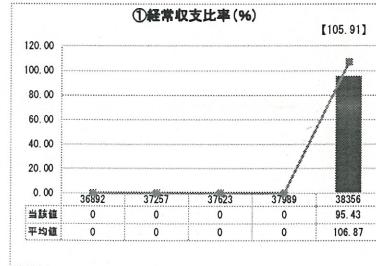
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	62.75	23.04	-	3,411

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,710	7.05	951.77
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,529	0.32	4,778.13

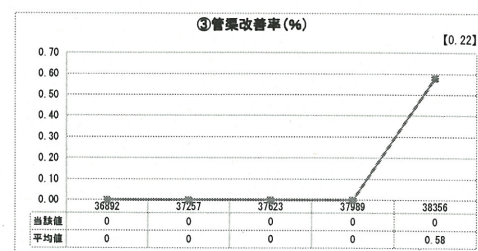
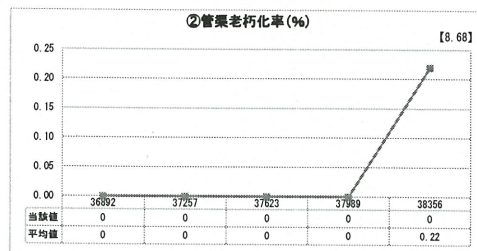
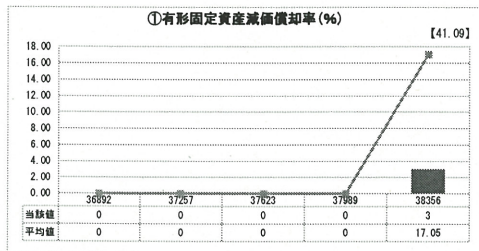
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和5年4月に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行したため、前年度以前の数値は表示されていません。

①経常収支比率は100%を下回り、また、単年度収支が赤字となっていることにより②累積欠損金比率も生じております。これらはともに、一部の経常費用の財源に企業債収入を充当していることを原因とするものです。

③流動比率は、類似団体平均値を下回り100%未満ですが、これは、保有現金に対して企業債等の支払額が高いためです。

④企業債残高対事業規模比率は類似団体平均値よりも非常に高い水準に、⑤経費回収率は非常に低い水準に、⑥汚水処理原価は非常に高い水準となっています。これは、経常収益の大部分を一般会計繰入金で賄っており、使用料収入額（年間有収水量）が低く、汚水処理原価が使用料単価を大きく上回っていることが原因と考えられています。

なお、企業債償還額を超える借入は行っていないため、今後④は低下していくと見込まれますが、接続奨励による接続率の向上に伴う使用料収入の増や汚水処理原価の削減の取組みを進め、⑤⑥比率の改善にも努める必要があります。

⑧水洗化率は類似団体平均値よりも低い水準となっています。これは、下水道事業の供用開始時期が遅く（平成19年3月～）町内に浄化槽が普及し、古い家屋や高齢者世帯も多いことなどが原因と考えられています。接続率向上策の検討・実施により、接続率を着実に向上させていく必要があります。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率について、当町は令和5年度が地方公営企業法の適用初年度であり、令和4年度末までの償却累計額相当分を資産価格から差し引いて法適用初年度当初の取得価格としたことにより、前年度末までの減価償却累計額がないため、非常に低い水準となっています。

②管渠老朽化率及び③管渠改善率は、下水道事業の供用開始時期が遅く（平成19年3月～）、法定耐用年数（50年）を経過した管渠延長の該当が無く、管渠についての更新投資・老朽化対策はまだ行っていないことから、両比率ともに0%となっています。

なお、今後は、進展する老朽化への対策として令和5年度に策定した真鶴町下水道ストックマネジメント計画に基づき、ポンプ場施設を中心に計画的な改築・更新を進めていきます。

全体総括

現状、供用開始から間もないため、耐用年数に達する管渠は無く、老朽化に伴う管渠の更新は行っていないですが、ポンプ場設備の改築・更新は今後計画的に行っていく必要があります。

また、人口減少等による使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う維持管理費・更新費用の増加など、下水道事業を取り巻く状況は今後一段と厳しくなることが見込まれます。そのような中、現在の経営状況は、経費回収率や流動比率が類似団体平均と比べ低い水準であり、下水道使用料で賄うべき費用に対する資金の不足を示しており、補助等による他会計資金に頼って事業運営している状況となります。

今後は、令和7年度に策定予定の経営戦略に基づき接続率向上への取組みや使用料改定の検討を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づく投資の平準化などにより下水道事業の経営改善に努めていきます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

区 分			年 度	26年度 (決 算)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)	13,806	18,723	15,395	13,417	15,204	14,289	17,576	17,239	16,280	20,652	20,614	19,129	
		(1) 料 金 収 入	12,690	13,508	12,928	12,842	12,818	12,448	13,616	14,200	12,819	13,212	13,326	13,758	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他	(3) そ の 他	1,116	5215	2,467	575	2,386	1,841	3,960	3,039	3,461	7,440	7,288	5,371	
		2. 営 業 外 収 益	49,233	50,141	58,578	58,373	54,991	55,981	51,518	49,707	47,618	201,303	218,251	198,529	
		(1) 補 助 金	48,959	47,312	55,361	54,391	53,919	53,547	51,270	49,188	46,879	112,578	128,201	120,374	
	(2) そ の 他 補 助 金	(2) 補 助 金	48,959	47,312	55,361	54,391	53,919	53,547	51,270	49,188	46,879	110,269	123,359	110,541	
		(1) 長 期 前 受 金 戻 入										2,309	4,842	9,833	
		(3) そ の 他	274	2,829	3,217	3,982	1,072	2,434	248	519	739	76,023	82,646	72,554	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用 (C)	1. 営 業 費 用 (C)	63,039	68,864	73,973	71,790	70,195	70,270	69,094	66,946	63,898	221,955	238,865	217,658
(1) 職 員 給 与 費			44,992	42,068	44,705	44,908	36,853	37,834	46,388	42,392	62,931	198,226	217,083	196,505	
(2) 基 本 給 付 費			32,084	28,988	30,611	26,813	23,842	24,332	23,980	16,487	19,529	30,590	30,653	31,991	
(3) 退 職 給 付 費		(3) 退 職 給 付 費	15,781	15,099	15,872	14,247	13,205	13,299	13,382	8,615	9,919	16,114	14,896	15,554	
		(1) 経 費	3,082	2,574	2,693	1,884	1,535	1,558	1,562	1,207	1,389	2,281	2,164	2,180	
		(2) 経 費	13,221	11,315	12,046	10,682	9,102	9,475	9,036	6,665	8,221	12,195	13,593	14,257	
(4) 動 力 費		(4) 動 力 費	12,908	13,080	14,094	18,095	13,011	13,502	22,408	25,905	43,402	34,930	58,043	36,124	
		(1) 修 繕 費	1,794	2,045	1,937	2,057	2,128	2,140	2,084	2,279	2,916	2,284	2,628	2,941	
		(2) 材 料 費	846	846	492	474		352	1,089	220	685	2,040	26,143	363	
(5) そ の 他		(5) そ の 他	11,114	10,189	11,665	15,564	10,883	11,010	19,235	23,406	39,801	30,606	29,272	32,820	
	(1) 減 価 償 却 費										132,706	128,387	128,390		
	2. 営 業 外 費 用	29,304	30,686	29,628	26,876	27,259	23,899	25,822	23,946	20,807	21,043	18,609	17,819		
(3) 支 払 利 息	(3) 支 払 利 息	28,199	28,221	27,235	26,312	25,094	23,899	22,376	21,006	19,853	19,195	18,608	17,818		
	(1) 支 出 の 計 (D)	1,105	2,465	2,393	564	2,165	3,446	2,940	954	1,848	1	1			
	(2) 支 出 の 計 (D)	74,296	72,754	74,333	71,784	64,112	61,733	72,210	66,338	83,738	219,269	235,692	214,324</		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
区 分		(決 算)											
資本的収支	1. 企 業 債	117,700	121,600	134,600	85,900	91,000	86,600	90,700	101,000	113,900	90,900	56,000	72,600
	うち資本費平準化債	17,900	18,400	18,600	20,100	17,900	21,700	24,600	30,700	38,400	35,300	35,900	48,200
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	51,644	48,096	40,649	41,784	39,443	41,395	45,923	39,785	53,101	27,278	26,315	11,371
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	11,350	10,670	11,000	9,477	17,320	34,135	25,717	14,113	67,235		2,750	5,500
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	500	200	350	400	200	500	100	500	900	350	350	350
	9. そ の 他												
	計 (A)	181,194	180,566	186,599	137,561	147,963	162,630	162,440	155,398	235,136	118,528	85,415	89,821
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										9,900	5,500	
	純計 (A)-(B) (C)	181,194	180,566	186,599	137,561	147,963	162,630	162,440	155,398	235,136	108,628	79,915	89,821
	1. 建設改良費	108,087	114,713	123,312	69,462	82,208	91,694	75,838	64,291	112,000	55,695	17,942	35,976
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	56,747	59,572	62,366	65,820	70,094	75,632	80,542	88,347	100,329	109,667	117,614	114,881
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. そ の 他												300
	計 (D)	164,834	174,285	185,678	135,282	152,302	167,326	156,380	152,638	212,329	165,362	135,556	151,157
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	△ 16,360	△ 6,281	△ 921	△ 2,279	4,339	4,696	△ 6,060	△ 2,760	△ 22,807	56,734	55,641	61,336
補填財源	1. 損益勘定留保資金										56,044	55,641	55,836
	2. 利益剰余金処分数												
	3. 繰越工事資金												5,500
	4. そ の 他										690		
	計 (F)										56,734	55,641	61,336
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 16,360	△ 6,281	△ 921	△ 2,279	4,339	4,696	△ 6,060	△ 2,760	△ 22,807			
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)		1,334,424	1,396,453	1,438,387	1,488,768	1,509,674	1,548,743	1,530,801	1,543,455	1,557,026	1,550,958	1,494,044	1,457,363

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
区 分		(決 算)	(決 算)										
収益的収支	収益的収支	48,959	47,312	55,361	54,391	53,919	53,547	51,270	49,188	46,879	110,269	123,359	110,541
	うち基準内繰入金	8,326	47,312	55,361	54,391	53,919	53,547	51,270	49,188	46,879	77,346	69,359	75,175
	うち基準外繰入金	40,633									32,923	54,000	35,366
資本的収支	資本的収支	51,644	48,096	40,649	41,784	39,443	41,395	45,923	39,785	53,101	27,278	26,315	11,371
	うち基準内繰入金	2,933	3,903								12,951	13,474	11,371
	うち基準外繰入金	48,711	44,193	40,649	41,784	39,443	41,395	45,923	39,785	53,101	14,327	12,841	
合 計		100,603	95,408	96,010	96,175	93,362	94,942	97,193	88,973	99,980	137,547	149,674	121,912